経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】

申請手続における提出書類等の例示と留意事項

２０２４年２月改訂

経済産業省

原産地証明室

「特定原産品であることを明らかにする資料」の例示

① 関税分類変更基準（CTCルール）のケース：

生産に使用した非原産材料（非原産と扱った「材料・部材」）のHSコードと、輸出する物品のHSコードが変更していることを示す資料（対比表など）

作成年月日

資料作成者名

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市□□・△△工場 ※　（生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました□）

適用原産地規則：関税分類変更基準（CTH、4桁変更）

HSコード	産品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
8544.30	ワイヤーハーネス	3917	プラスチック製管	非原産	
		3923	プロテクター	非原産	
		3926	ドライブギア	非原産	
		4016	ワッシャー	非原産	
		5901	織物製テープ	非原産	
		7318	レセプタクル	非原産	
		7318	タッピングスクリュー	非原産	
		7318	ナット	非原産	
		8536	接続子	非原産	
		9607	ファスナー(留め具)	非原産	
		(8532)	LED	原産	ｻﾌﾟﾗｲﾔｰからの資料（〇〇株式会社△△工場）
		(8544)	銅線	原産	ｻﾌﾟﾗｲﾔｰからの資料（●●株式会社△△工場）
			電気導体	原産	ｻﾌﾟﾗｲﾔｰからの資料（□□製作所△△工場）

（輸出産品の生産に使用した全ての材料・部品を記載しました　□）

※自宅で内職を行っている場合等には、個人情報保護の観点から、生産場所住所の番地等を省略することも可能です。

② 付加価値基準（VAルール）のケース：

協定に定められた原産資格割合を満たすことを示す資料（計算ワークシートなど）

作成年月日
資料作成者名
（生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました□）

利用協定：日アセアン協定
生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市□□・△△工場 ※
適用原産地規則：付加価値基準（RVC40%以上）
輸出産品：HS8544.30 ワイヤーハーネス
FOB価額：US$64（円換算¥5,800）

RVC＝（5,800－1,400）/5,800＝0.75

部品名	原産／非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ナット	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ファスナー（留め具）	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
非原産材料価額合計		**¥1,400**		
LED	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料（〇〇株式会社△△工場）	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料（●●株式会社△△工場）	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産		サプライヤーからの資料（□□製作所△△工場）	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
原産材料価額合計		**¥1,100**		
その他経費	－	¥2,700		製造原価明細
利益	－	¥400		製造原価明細
輸送費	－	¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
非材料費合計		**¥3,300**		

※自宅で内職を行っている場合等には、個人情報保護の観点から、生産場所住所の番地等を省略することも可能です。

- ①又は②の資料だけでは特定原産品であることが明らかでない場合、①又は②の資料を補完して特定原産品であることを明らかにする資料（※）の提出が必要となります。

※材料・部品の原産性を示す根拠資料（サプライヤーからの証明書等）や、各協定で定める原産資格を与えることとならない作業以外の作業が行われたことを明らかにするための「製造工程フロー図」等。 具体的には、「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」（経済産業省原産地証明室）をご確認下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

なお、日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定においては、発給申請者が申請に係る物品の生産者でない場合、物品が特定原産品であることを明らかにする資料に代えて、生産者が発給申請者に対して交付した第一種原産品誓約書を提出することができます。

上記のほかにも、指定発給機関は、審査を適正に行うため特に必要があると認める場合には、発給申請者や証明資料提出者を始め関係者に対し、必要な資料の提出を求めたり、照会を行うことがあります。

２．連続する原産地証明書の発給申請時における資料の提出

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定における連続する原産地証明書の発給申請は、以下に示す資料を提出して行う必要があります。

①RCEP協定に基づく最初の原産地証明書

※RCEP締約国で発給された原産地証明書であっても、RCEP協定以外の原産地証明書は連続する原産地証明書の典拠書類とすることはできません。

②日本国内で貨物について更なる加工が行われていないことを示す書類

（更なる加工が行われていないことを示す書類の例示）

１）非加工に関する誓約書（次頁参照）

２）非加工に関する誓約書の妥当性を裏付ける資料

【輸入通関前】

- 保税地域から搬出されていないことを示す書類

（保税地域への入出庫台帳、NACCSの貨物情報照会の画面の写し　等）

【輸入通関後】

- 日本に輸入した産品/(遡及発給の場合)日本から輸出した産品が最初の原産地証明書の産品と同一であることを確認できる書類

（日本への輸入時のインボイス、輸入許可通知書、日本からの輸出時のインボイス、輸出許可通知書　等）

- 輸入港/空港から保管場所、保管場所から輸出港/空港までの貨物の流れがわかる書類

（貨物の流れがわかるフロー図　等）

- 倉庫会社や通関業者への発注書類　等

（船積み指示書等。協定で明示的に許容されている作業（※）以外の加工等を伴う指示が含まれていないことを確認してください。）

※再こん包又は物流に係る活動（例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ産品を輸送するために必要な他の作業）

非加工に関する誓約書の例示

作成日　年　月　日

日本商工会議所　御中

連続する原産地証明書に関する産品が非加工であることの誓約書

会社名
所在地
担当者
電話番号
E-mail

以下の産品は、日本に輸入後、RCEP 協定原産地規則第 3.19 条(d)における「更なる加工」を行わず、日本から輸出する/した旨を誓約いたします。
今後、経済産業省又は指定発給機関である日本商工会議所から照会を受けたときは、照会者に対し、必要な情報を明らかにいたします。

原産地証明書に印字される原産品名：
HS コード：
RCEP 原産国：
日本への輸入時のインボイス番号：
日本からの輸出時のインボイス番号（※）：
※日本からの輸出後に連続する原産地証明書を発給申請する場合のみ記載

以上

- 対象産品について、RCEP協定第3.19条（d）における「更なる加工」を行っていないこと（※）を宣誓していただく必要があります。

  ※再こん包又は物流に係る活動（例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ産品を輸送するために必要な他の作業）を除く。

- 左記は参考様式であり、本様式に限定するものではありません。

留意事項

- 連続する原産地証明書の有効期限は、最初の原産地証明書の有効期限と同日ですので、ご注意ください。
- 最初の原産地証明書の総数量を超えた数量について、連続する原産地証明書を発給することはできません。

３．書類の保存

特定原産地証明書の発給の日以後、一定の期間を経過するまでの間、証明書受給者及び証明資料提出者等には、申請に係る物品のインボイスの写しや、「『物品が特定原産品であることを明らかにする資料』の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類」等を保存する義務が課されています。

当該書類については、詳しくは、「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」（経済産業省原産地証明室）をご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf